岡山畜産便り1959.06

巻頭言

草地の造成改良事業について

惣　津　律　士

昭和25年に牧野野法が公布せられ，次いで，酪農振興に，集約酪農地域における草地改良事業が取り上げられて，補助金の増額，牧野開墾用動力機械の利用が実施されるようになって以来，草地の増成事業は近代的様相を帯び，一般の関心もとみに増してきたように見受けられる。

本県には４万6,000余町歩の牧野が存在し，現在までに造成された高度集約牧野は1,500町歩であるが，まだ90％にあたる牧野が未改良の状態において粗放的に利用されている。

本事業が畜産経営基盤の確立，国土の高度利用の見地から重要性が認識されながらも，実際においてはその進捗率は必ずしも高いとはいいがたく，本県においても計画の40％程度に止まっている点は誠に残念である。

勿論，このことは，過般の全国畜産課長会議において，畜産局長が指摘された種々の原因（全国畜産主務課長会議局長説示参照）によることの多いもののあるのが考えられるが，何んとしても国政からも，営農に草地が耕地並みに取扱われることが肝要であると固く信じている。

県においては県政振興計画の逆行上，昭和40年に高度集約牧野１万町歩の確保を目標とし，特に集約酪農地域における本事業の推進に重点を指向し，美作地域において6,000町歩，備中地域において2,000町歩，旭東地域において1,200町歩，その他の地域で800町歩を確保すべく諸般の施策を進めることとなり，34年度における補助事業は200町歩を計画し，100町歩の機械開墾を行うべく努力中である。

更に注目すべき点は，蒜山における大規模草地改良事業が国において取りあげられ，本年度はその基本的な実態調査，利用計画の樹立が進められ，35年度から600町歩に及ぶ大規模草地の関係が実施されることになったことである。

優良草地の増成事業は酪農振興の面からも更に和牛振興の面からも，関係者の理解によって一段と強力に実施される必要があることは申すまでもないが，私は従来の畜産施策の弱点があると見なされる畜産物の流通機構の確立と草地の改良，更に飼料作物の作付増反，飼料畑の増成については政治力と相俟って，是が非でもやりとげたい念で一杯であるので，広く，かさねて草地に関する県民運動の展開を要望したいのである。